

背景等

- 弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされている。
- パッケージでは、「こどもが長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のための仕組みを整備する。」と記載されているところであり、こどもが長く過ごす場においてこどもが性被害に遭わないよう、特に被害を認識し難い又は被害を相談することが困難なこどもが多い施設においては、ソフト面の対策のみならず、物理的な設備等を整えていくことが重要である。



性被害防止対策のための設備等の支援を行うことで、子どもたちの性被害を防止する



取組内容

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（教育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

補助割合

【対象施設】

幼稚園、特別支援学校

【実施主体】

国、都道府県、市区町村

【補助割合】

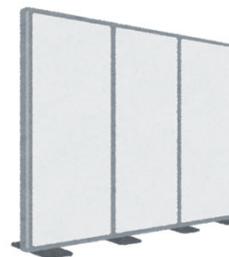
国立：1 / 1（全額補助）

公立：国 1 / 2、設置者（都道府県、市区町村） 1 / 2

私立：国 1 / 2、事業者 1 / 2

【補助基準額】

1施設あたり 100千円



パーテーション



カメラ